

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が管理している取戻しが見込まれない鉱害賠償積立金の取扱いについて(資源エネルギー庁長官宛て)

外	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の財務諸表上の鉱害賠償積立金のうち権利放棄等積立金の残高(1)	1 2 億 1 8 7 3 万円
外	平成25年度から令和3年度までの間に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が期間経過により収益計上した権利放棄等積立金の額(2)	3 億 2 9 7 3 万円
外	(1)及び(2)の計	1 5 億 4 8 4 7 万円

1 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が管理している鉱害賠償積立金の概要等

(1) 鉱害賠償積立金の概要

石炭等を目的とする鉱業権者等は、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和43年5月以降は石炭鉱害賠償等臨時措置法。所要の経過措置を設けた上で平成13年度末に廃止。以下「賠償法」)に基づき、将来の沈下^(注1)鉱害の賠償に要する費用の一部を鉱害賠償積立金として積み立てることとなっている。そして、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」)は、25年4月以降、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(以下「機構法」)附則第6条の規定に基づき、石炭経過勘定において鉱害の賠償のための担保の管理業務(以下「鉱害賠償担保管理業務」)に関する経理を行い、鉱害賠償積立金等を管理している。

(注1) 沈下鉱害 深所採掘に起因する地盤沈下。「鉱害賠償積立金算定基準」によれば、採掘終了後2年半以内で安定するとされている。

(2) 賠償義務者の存否等による鉱区の区分等

資源エネルギー庁は、賠償する義務を負うこととされる鉱業権者等(以下「賠償義務者」)の存否等により、鉱物の試掘、採掘等のために登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」)を有資力鉱区と無資力鉱区に区分している。このうち、有資力鉱区は、賠償義務者が存在している鉱区(有資力鉱区に係る賠償義務者を「有資力賠償義務者」、有資力鉱区に係る鉱害賠償積立金を「有資力積立金」となっている。一方、無資力鉱区は、賠償義務者が存在しなかったり、通商産業局(13年1月6日以降は経済産業局)等において賠償義務者がそれまで積み立てた鉱害賠償積立金に関する一切の権利を放棄することなどを条件として資力を有しないことの認定を行ったりした鉱区(無資力鉱区に係る賠償義務者を「無資力賠償義務者」、賠償義務者が一切の権利を放棄するなどした無資力鉱区に係る鉱害賠償積立金を「権利放棄等積立金」となっている。

(3) 鉱害賠償積立金の取戻しの処理等

機構法附則第6条等の規定によりなお効力を有することとされている賠償法第6条等の規定によると、鉱害賠償をするなどした賠償義務者は、機構に対して取戻しの請求を行うなどして、機構から鉱害賠償積立金を取り戻せることとなっている。一方、上記取戻し以外の鉱害賠償積立金の処理については、賠償法等に定められていない。

(4) 鉱害賠償積立金の経理処理に関する取扱い

同庁は、16年3月に、その当時鉱害賠償担保管理業務を実施していた独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」)に対して、鉱害賠償積立金の経理処理に関する取扱いを指示している。この中で、権利放棄等積立金について、民法の規定による債権等の消滅時効の期間を参考に、積立原因の消滅日である累積鉱害解消の旨の^(注2)公示がされた日等を始期として20年間を経過(以下「期間経過」)した後に収益に計上する取扱いをすることが適当であるとしている。NEDOから鉱害賠償担保管理業務の承継を受けた機構は、26年度以降、権利放棄等積立金について期間経過により収益計上しており、有資力積立金についても上記の指示に準じて期間経過により収益計上している。一方、機構は、機構法等に基づき鉱業権者等が積み立てた鉱害賠償積立金を管

理しなければならないことを理由に、期間経過により収益計上した鉱害賠償積立金を他に活用することなく、そのまま現金等として保有している。

(注2) 累積鉱害解消の旨の公示 4年に沈下鉱害等が累積していた12県のうち11県について、鉱害復旧長期計画が達成されたと認められる地域、又は早期に達成されることが確実であると認められる地域として、5年4月から9年9月までの間に通商産業大臣が公示したもの

(5) 機構の石炭経過勘定における積立金の処分等

機構の石炭経過勘定における独立行政法人通則法(以下「通則法」)第44条の規定による積立金の処分については、機構法附則第7条の規定に基づき、中期目標期間の最終年度において通則法第44条の規定により整理することとなっている。そして、経済産業大臣が、当該中期目標期間中に償還された貸付金に当該積立金を加えた金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、当該金額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

2 本院の検査結果

機構が鉱害賠償担保管理業務を承継した25年度から令和3年度までの間に機構が管理している鉱害賠償積立金を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 鉱害賠償積立金の状況

3年度末における機構の財務諸表上の鉱害賠償積立金の残高12億3315万円を鉱害別にみると、有資力積立金の残高は1441万円である一方、権利放棄等積立金の残高は12億1873万円となっていた。また、平成25年度から令和3年度までの間における鉱害賠償積立金の管理の状況をみると、機構は、計3億4136万円(有資力積立金1163万円及び権利放棄等積立金3億2973万円)を期間経過により収益計上しており、3年度末において機構が現金等で管理している鉱害賠償積立金の残高は、財務諸表上の鉱害賠償積立金の残高12億3315万円に上記の収益計上した額3億4136万円を加えた計15億7452万円(有資力積立金の残高2604万円及び権利放棄等積立金の残高15億4847万円)となっていた。

(2) 賠償義務者による鉱害賠償積立金の取戻しの状況等

平成25年度から令和3年度までの間における賠償義務者による鉱害賠償積立金の取戻しの状況をみると、全国において沈下鉱害は一度も発生していなかったことから、賠償義務者が鉱害賠償のために機構に対して取戻しの請求を行った例は見受けられなかった。

また、鉱害賠償以外の取戻しについてみると、有資力積立金については、一部の有資力賠償義務者により、既に沈下鉱害が安定していることを踏まえて、機構から計6628万円を取り戻している例が見受けられた。一方、権利放棄等積立金については、機構に対して取戻しの請求を行う者がいない状況であるため、鉱害賠償以外の取戻しが行われた例もなかった。

しかし、取戻し以外の鉱害賠償積立金の処理が賠償法等において定められていないことなどのため、権利放棄等積立金(3年度末の残高15億4847万円)は、長期にわたり現金等として保有され続けていて、他に活用されていない状況となっている。

また、機構の石炭経過勘定には3年度末現在102億7067万円と多額の繰越欠損金が累積しているため、期間経過により収益計上した額については、現時点において機構法附則第7条の規定に基づき中期目標期間終了時に国庫納付することも見込まれない状況となっている。

3 本院が表示する意見

権利放棄等積立金については、無資力賠償義務者からの取戻しが見込まれないにもかかわらず、取戻し以外の鉱害賠償積立金の処理が定められていないことなどにより、長期にわたり積み立てられたままとなっていて、他に活用されていない状況となっている。

については、同庁において、今後も無資力賠償義務者からの取戻しが見込まれない権利放棄等積立金について、必要な制度を整備するなどして国庫納付することも含めた活用を図るよう意見を表示する。